

医療 D X 推進体制整備加算

令和 6 年 10 月から医療 D X 推進体制整備加算が 3 つの区分に細分化されます。

マイナ保険証の利用率実績に応じて算定する点数が毎月決定します。

利用率実績	令和 6 年 7 ・ 8 月～	令和 6 年 1 0 ・ 1 1 月～
適用時期（診療年月）	令和 6 年 1 0 月～	令和 7 年 1 月～
加算 1（11 点）	15 %以上	30 %以上
加算 2（10 点）	10 %以上	20 %以上
加算 3（8 点）	5 %以上	10 %以上

A000-00 111703470 医療 D X 推進体制整備加算 1（初診） 11 点

A000-00 111703570 医療 D X 推進体制整備加算 2（初診） 10 点

B001-02 113707770 医療 D X 推進体制整備加算 1（医学管理等） 11 点

B001-02 113707870 医療 D X 推進体制整備加算 2（医学管理等） 10 点

名称変更、点データ置き

A000-00 111703370 医療 D X 推進体制整備加算 3（初診） 8 点

B001-02 113705470 医療 D X 推進体制整備加算 3（医学管理等） 8 点

施設基準 4035 医療 D X 推進体制整備加算（医科・歯科）

※すでに医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている場合は改めて届出直しは不要です。

施設基準の設定とマイナ保険証利用率により自動発生します。

初診、小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料の初診の自動算定時に自動発生します。

マイナ保険証利用率の確認

社会保険診療報酬支払基金から毎月中旬頃に電子メールにより通知されます（される予定？）。

また、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインして確認もできます。

医療機関等向け総合ポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

マイナ保険証利用率には

「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」

「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」

の 2 つの利用率があります。

医療機関等向け総合ポータルサイト

事業別トップメニュー お知らせ よくある質問 マイリスト 小

ホーム > ユーザープロフィール

検索

マイナ保険証の利用状況のお知らせ

○ 支援金単価表はこちら：<解説ページはこちら>

R5年10月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率
37 / 36 / 1,185 / 3%

R5年11月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率
37 / 36 / 1,185 / 3%

R5年12月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率
79 / 71 / 1,236 / 6%

R6年1月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
79 / 70 / 1,046 / 7% (4%)

R6年2月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
83 / 74 / 1,055 / 7% (4%)

R6年3月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
82 / 76 / 1,127 / 7% (4%)

R6年4月利用件数 / 利用者数 / 外来レセプト数 / 利用率 (R5.10利用率からの増加量)
104 / 89 / 1,024 / 9% (6%)

ご不明点がある方は
僕をクリックしてね！
電子証明書の
更新方法もこちら！

チャットボットの
シカク君

パフロード変更

マイナ保険証利用率の設定

システム管理「1006 施設基準情報」を開きます。

コード「4035 医療DX推進体制整備加算（医科・歯科）」のフラグを立てます。

「医療DX」ボタン（F11）をクリックします。

マイナ保険証利用率を月別に入力する画面を表示します。

対象年を確認して該当月に利用率を入力して登録します。

(W03)システム管理情報 - 施設基準

192.168.141:8000/client.html

(W03)システム管理情報-施設基準情報設定 - 医療法人 オルカ医院 [ormaster]

有効期間

R 6.10. 1

99999999

コード	施設基準	フラグ
4024	看護職員処遇改善評価料 1 5 7	0
4025	看護職員処遇改善評価料 1 5 8	0
4026	看護職員処遇改善評価料 1 5 9	0
4027	看護職員処遇改善評価料 1 6 0	0
4028	看護職員処遇改善評価料 1 6 1	0
4029	看護職員処遇改善評価料 1 6 2	0
4030	看護職員処遇改善評価料 1 6 3	0
4031	看護職員処遇改善評価料 1 6 4	0
4032	看護職員処遇改善評価料 1 6 5	0
4033	医科入院料の通則 9 及び歯科入院料の通則 8	0
4034	抗菌薬適正使用体制加算	0
4035	医療DX推進体制整備加算 (医科・歯科)	1
4036	時間外対応加算 2	0
4037	看護師等遠隔診療補助加算	0
4038	特定集中治療室遠隔支援加算	0
4045	経腸栄養管理加算	0
4046	看護補助体制充実加算 1	0
4047	看護補助体制充実加算 2	0
4048	看護補助体制充実加算 1	0
4049	看護補助体制充実加算 2	0
4051	急性期充実体制加算 2	0
4052	小児・周産期・精神科充実体制加算 2	0
4053	看護補助体制充実加算 1	0
4054	小児緩和ケア診療加算	0
4055	リハビリテーション・栄養管理加算	0

マイナ保険証利用率

対象年

令和 6 年

1 月	%	7 月	%
2 月	%	8 月	%
3 月	%	9 月	%
4 月	%	1 0 月	%
5 月	%	1 1 月	%
6 月	%	1 2 月	%

F1 戻る F2 クリア F6 前年 F7 翌年 F12 登録

選択コード

診療コード

施設基準

通減対象施設基準

有効期間

戻る クリア 削除

← 前頁 次頁 →

選択コード 設定分 医療DX 確定

経過措置について
疑義解釈より

問 5 当該加算の施設基準通知において、「医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」、及び「医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。」とあるが、具体的にはどのように用いることができるのか。

(答) 例えば令和6年10月分の当該加算算定におけるマイナ保険証利用率については、同年7月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が適用されるが、同年5月あるいは6月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることが出来る。

また、令和6年10月から令和7年1月までの経過措置期間においては、例えば令和6年10月分の当該加算算定において、同年8月のオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることができるが、同年6月あるいは7月のオンライン資格確認件数ベースの利用率を用いることが出来る。

マイナ保険証利用率

- 【原則】「適用月の3か月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率」
- 【経過措置】令和6年10月～令和7年1月
- [内容]
 - 「原則」に代えて「適用月の2か月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」を用いることも可能
 - 更に「原則」「内容①」に代えて「その前月、および前々月のマイナ保険証利用率」を用いることも可能

適用月（診療年月）	参照可能なマイナ保険証利用率の実績	
	レセプト件数ベース	オンライン資格確認件数ベース
1 0 月適用分	5 ～ 7 月の最高値	6 ～ 8 月の最高値
1 1 月適用分	6 ～ 8 月の最高値	7 ～ 9 月の最高値
1 2 月適用分	7 ～ 9 月の最高値	8 ～ 1 0 月の最高値
1 月適用分	8 ～ 1 0 月の最高値	9 ～ 1 1 月の最高値
2 月適用分	9 ～ 1 1 月の最高値	（経過措置終了）
3 月適用分	1 0 ～ 1 2 月の最高値	（経過措置終了）
．．．	．．．	．．．



令和 7 年 1 月適用分までは、2 つのうちいずれか高い方を用いることができます。

マイナ保険証利用率の設定画面で入力する利用率は、原則として「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」となります。

ただし、令和 6 年 6 月から 1 1 月の利用率は、オンライン資格確認ベースが高い場合はこちらを入力します。

【留意事項 1】

令和 7 年 2 月診療分の算定が始まる前にはマイナ保険証利用率の設定を確認してください。

9 ～ 1 1 月の最高値がオンライン資格確認件数ベースが高い場合、2 月適用分からはレセプト件数ベースになりますので利用率によっては算定できる点数が変わります。

また、利用率が下がる場合は 1 月適用分以前の訂正を行うと点数が変わる場合があります。

その場合、以下の例のようにメッセージを表示しますが、警告ですので「閉じる」で進めてください。

【留意事項 2】

ORCA Project